# 犯罪被害にあわれた方へ
## ～札幌市の支援制度のご案内～

札幌市では、犯罪被害にあわれた方とそのご家族の相談に応じ、下記の支援を行っています。お一人で悩まずにご相談ください。

## ■ 支援の対象となる方

2020 年 4 月以降に行われた犯罪行為による犯罪被害者ご本人、そのご遺族・ご家族が「札幌市民」で、右記に該当する場合に支援の対象者となります。

・犯罪行為※1 により亡くなられた方のご遺族※2
・犯罪行為により重傷病※3 を負った方とそのご家族※2
・性犯罪※4 を受けた方とそのご家族

※1 故意に人の生命又は身体を害する行為
※2 配偶者等と２親等以内の血族
※3 負傷又は疾病の療養に１月以上の期間を要するもの
※4 不同意性交等または監護者性交等

## ■ 支援内容

支援を受けるには、上記のほかにも「必要な要件」や「申請期限」があります。
支援をご希望される方は、札幌市における犯罪被害の相談窓口（裏面）へ事前にご相談ください。

| 支援金の支給 | | |
|---|---|---|
| 遺族支援金 | 30 万円 | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に支給 |
| 重傷病支援金 | 10 万円 | 犯罪行為により重傷病を負った方に支給 |
| 性犯罪被害支援金 | 10 万円 | 性犯罪を受けた方に支給 |
| **家事・教育関連の助成** | | |
| 家事・介護費用助成（ホームヘルプ） | 上限 1.5 千円/30 分（最大 72 時間分） | 家事・介護等に支障が生じている場合に、ホームヘルプサービスを利用した費用を助成 |
| 配食サービス費用助成 | 上限 1 千円/1 食（最大 60 食分） | 食事の用意に支障が生じている場合に、配食サービスを利用した費用を助成 |
| 一時保育費用助成 | 上限 3千円×人数/1日（最大 10 日分） | 監護中の未就学児の家庭における保育に支障が生じている場合に、一時保育を利用した費用を助成 |
| 教育関係費助成 | 上限5万円×人数/1年 | 学齢期の就学中の子の通学が困難となっている場合に、家庭で行う教育サービス等の費用を助成 |
| **住居関連の助成** | | |
| 転居費用助成 | 上限 20 万円 | 従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、転居に要した費用を助成 |
| ハウスクリーニング費用助成 | 上限 30 万円 | 住居にて犯罪行為が行われ、著しい汚損が生じた場合に、ハウスクリーニングを利用した費用を助成 |
| 家賃助成 | 上限 3 万円/1 月（最大 12 月分） | 従前の住居に居住し続けることが困難となり、転居した場合に、新たな住居での家賃を助成 |
| **精神被害等関連の助成** | | |
| 精神医療費用助成 | 実費額/1日（最大 12 日分/年） | 精神的不調に対する医療を受けた場合に、医療提供施設に支払った一部負担金の実費額を助成 |
| カウンセリング費用助成 | 上限 1 万円/1 回（最大 12 回分/年） | 精神的不調に対するカウンリングを受けた場合に、カウンセリングに要した費用を助成 |
| 真相究明に要した費用助成 | 上限 10 万円/1 年 | 犯罪行為に関する情報の提供を公衆に求める活動に要した費用や裁判を傍聴するための交通費等を助成 |

## 犯罪被害者等支援制度の主なＱ＆Ａ

Q 犯罪被害にあわれた方が札幌市民であれば、そのご遺族やご家族は支援の対象となりますか？

A 犯罪被害にあわれた方や、そのご遺族・ご家族で、実際に支援を受けようとする方が札幌市民の場合に、支援の対象となります。

Q 犯罪被害の後に、札幌市外へ転居した場合でも支援の対象となりますか？

A 犯罪被害にあわれたときに、札幌市民であれば、対象となる支援があります。

Q 交通事故による被害は、支援の対象となりますか？

A 過失による交通事故の被害であれば、支援の対象となりません。

Q 犯罪被害であれば、どのような場合でも支援の対象となりますか？

A 犯罪被害であっても、次の場合には、支援の対象とならないことがあります。

○ 犯罪被害者等と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
○ 犯罪行為を教唆・ほう助するなど、犯罪被害について犯罪被害者等にも責めに帰すべき行為があったとき
○ 犯罪被害者等が暴力団員または暴力団密接関係者であるとき
○ 犯罪被害者等と加害者との関係、その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき

## 犯罪被害に関する主な相談窓口

・北海道警察本部犯罪被害者支援室
　TEL　011-251-0110（平日８時 45 分～17 時 30 分）　※土日祝日・年末年始を除く

・警察相談専用電話
　TEL　#9110（毎日 24 時間対応）

・北海道家庭生活総合カウンセリングセンター「北海道被害者相談室」
　TEL　011-232-8740（平日 10 時～16 時、土日祝日・年末年始を除く）

・性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH（さくらこ）」
　TEL　0120-8891-77（平日 10 時～20 時、土日祝日・年末年始を除く）（※）
　※上記時間外は夜間休日コールセンターへつながります（24 時間相談受付）

## 札幌市における犯罪被害の相談窓口


受付時間　平日８時 45 分～17 時 15 分　※土日祝日・年末年始を除く
ＴＥＬ　011-211-2252
ＦＡＸ　011-218-5156
Ｅメール　hh-soudan@city.sapporo.jp
HP アドレス　http://www.city.sapporo.jp/shimin/hanzai/shienseido.html
担当部署　札幌市役所　13 階　市民文化局　地域振興部　区政課



さっぽろ市
02-D01-20-1320
R2-2-911